

令和3年第8回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 令和3年8月27日 午後4時00分

2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	木 曾 文 人
委 員 員	池 坂 めぐみ
委 員 員	志 水 矛
	井 本 学 明

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	長 坂 则 和
教 育 次 長	入 潮 賢 厚
総 務 課 長	西 岐 志
こども育成課長	近 藤 雅
学校教育課長	山 本 亮
生涯学習課長	橋 本 政 範
文化財課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
学校給食センター所長	正 木 洋
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 一
書 記	瀧 谷 真

5 付議事項

- | | |
|-----------|--|
| 報告 2 1 | 少年非行概要について |
| 報告 2 2 | 専決処分の報告について |
| 専第 8 号 | 令和4年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について |
| 第 4 1 号議案 | 令和3年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について |
| 第 4 2 号議案 | 赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| その他 | 問題行動、いじめ・不登校の状況について |

議事録署名

教育長 尾上慶昌

署名人 池坂めぐみ

署名人 志水矛

令和3年第8回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第8回教育委員会を開会いたします。
委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立しております。

はじめに、令和3年第7回教育委員会議事録の署名を木曾委員、池坂委員にお願いします。

(教育長署名後、木曾委員、池坂委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

池坂委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第41号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4項の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第41号議案及びその他については非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

報告21「少年非行概要について」事務局の説明をお願いいたします。

(少年非行概要について議案2~4ページに基づき説明を行った。)

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

事務局から報告がありましたように、昨年度と比べて、非常に人数が減っている。特に不良行為少年が減っているんですけども、これは本当にありがたいことです。先ほど課長さんが言われましたように、少年非行を防ぐ対応をずっと普段、先生方をはじめ、青少年育成センター、市内育成委員、あるいは警察の方々と、多くの方々が、やはり非行に走る少年への関わりがあったからそのおかげだと感謝しております。このまますっととかかわりもあると思うわけなんですが、こ

ここで表のことについて、ミスプリントかもしれません、3ページの不良行為少年が、一番最初、178名なんですが、2番の学識別概要では合計が25人となっているのは、これは178人の間違いではないでしょうか。合計が。4ページの3番の不良行為少年の状況で、イの年齢別で13歳で令和2年、0人といって、女子が23人。おかしい。もし0人だったら、女子も0人のはずで、マイナス23も合うわけです。そこがミスじゃないかと。

事務局

大変申し訳ございません。ご指摘のとおり、この13才、令和2年、0人。両カッコ付き0人。合計178人、両カッコ付き17人となります。申し訳ございません。

委員

では3ページもそうですね。

事務局

はい。

委員

前年も同じことを申し上げたんですけども、4ページの年齢別の令和元年が、14歳が1名だったのが、令和2年では、15歳になっているんですね。そうすると11人ということは、10名増えている。同じ年でね。それからその次の15歳の25名が16歳になると79名で、これは上下だけで比べると数字のマジックで減になっているというだけの部分があるんじゃないかなと思います。逆に、13歳の23名が14歳で1名になった。これは減っていると言う、大きな差が出ているんじゃないかなと思います。以上です。

事務局

委員ご指摘のとおり、この表自体、年齢別の表は斜めに読むとそのような読み方ができますので、また、指導の中にこの部分を活かしていきたいというふうに考えております。確かに、その年齢だけで追うことなくその学年が上に上がるにつれて、その学年に応じた指導の方は展開してまいりたいと考えております。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告21「少年非行概要について」の報告を終わります。

次に、報告22「専決処分の報告について」専第8号「令和4年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和4年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
議案5～11ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
細かいことなんですが、11ページの中学校の教材、教科

書なんですが、算数となっているのは算数ですか、数学ですか。

事務局 くらしに役立つ数学の部分ですね。知的学級ですので、知的学級での使用ということで算数ということで、処理しておりますが、中学校ですので数学というふうに改めさせていただきます。

教育長 他にご発言がないようですので、報告22「専決処分の報告について」専第8号の報告を終わります。

次に、第41号議案「令和3年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」順次、事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「令和3年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長 次に、第42号議案「赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案15～20ページ及び議案参考資料に基づき説明を行った。 ）

教育長 委員 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
野外活動センターなんですが、今、グランピングのドーム型テントが2基あると思いますが、あれの申請はまた別になるんでしょうか。

事務局 野外活動センターにつきましては、現在、神姫トラストホープという業者が指定管理の利用を受けておりまして、その自主事業として別途、料金が発生しますので、ここの申請書には反映されておりません。

委員 この様式第1号と様式第3号は、どういう風に違うんですか。

事務局 それぞれで分けておけばいいのですが、申請様式が減免申請様式も含めて複写式となっているので、上の使用許可と使用料減免書でそれぞれ2枚提出する形になっています。

委員 どこか違うんですか。

事務局 いえ、一緒です。他の部署の使用申請書で見ても、こういうタイプでそれぞれ様式を定めているので、このような様式になっています。

教育長
委員

他にご質疑ございませんか。

質問なんですが、何度か借りたことがあるんですが、1枚出すだけで、赤穂市民ということで泊まれると。シーツとかを一切使わなければ無料で泊まっていたと思うんですが、その場合も同じことを2枚書いて提出、という形になるんですか。

事務局

条例施行規則の方でそれぞれ謳ってまして、内容によって使用する様式が決まっていますので、使用目的に応じて、この様式を提出するということになっております。

教育長

他にご発言が無いようですので、第42号議案「赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(まるごと赤穂城博について、配布チラシに基づき説明を行った。)

事務局

(令和3年第9回教育委員会を9月29日(水)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後4時44分閉会)